

郵政民営化前の郵便貯金、そのままにしてませんか？



郵政民営化前

(2007年(平成19年)9月30日までに
郵便局へお預けいただいた

の

ご家族にも
ご確認を！

定期性の郵便貯金

は、すべて満期を過ぎています。

定額・定期・積立が対象

お早めに払戻しのお手続きを！

法律により満期から20年2ヵ月経つと払戻しが受けられなくなります。

※2007年(平成19年)10月1日の郵政民営化以降にお預け入れいただいた貯金は対象外です。

郵便貯金証書または通帳をお預けになる場合は、「預り証」を必ずお受け取りください。



通帳・証書やお届け印が見当たらない場合や、郵便貯金のお取引内容にご不明な点がございましたら、
まずは、お近くの郵便局の貯金窓口、ゆうちょ銀行まで、お気軽にご相談ください。



【商品・サービスに関する一般的なお問い合わせ】 ゆうちょコールセンター **0120-108-420** (通話料無料)

平日/9:00~19:00、土・日・休日・12月31日/9:00~17:00 (1月1日~1月3日・5月3日~5月5日は、ご利用いただけません)

※IP電話等一部ご利用いただけない場合があります。 ※お電話では郵便貯金に関する個別の状況にはお答えできません。

※新型コロナウイルスの影響等により、受付時間が変更になる場合があります。最新の営業時間は、ゆうちょ銀行WEBサイトをご覧ください。 <https://www.jp-bank.japanpost.jp/>

郵政管理・支援機構(独立行政法人 郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構) [電話] 03-5472-7101 (平日 9:30~12:00,13:00~17:00)

詳しくは

郵便貯金 機構



動画でのご案内も
行っています。

